

2010年10月12日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット  
理事長 清水巖殿

株式会社東京リーガルマインド  
代表取締役 反町勝夫



## 回 答 書

貴法人よりいただきました2010年9月13日付再申入書につきまして、以下のとおり回答いたします。

### 1 メール送信記録の裏付け資料について

配信件数は、弊社がメールアドレスを把握している顧客の総数という重要な営業秘密であるため、申し訳ありませんが、一般公開を前提とする本回答書に記載することは致しかねます。しかしながら、配信したことの信憑性をお伝えするため該当するメール文面及び配信結果のデータを以下に記します。

#### <メール文面>

「LEC申込規定を一部改定しました。

詳しくはこちらをご参照下さい。

<http://reg.lec-jp.com/mail5/u/l?p=SUPR9EY33Eo2YfjA0SFq3AZ>」

#### <配信結果>

メッセージタイプ：TEXT

送信者名：LEC 東京リーガルマインド

レスポンス通知：OFF

添付ファイル：なし

メール配信率：100%

メール到達率：97.7%

エラーメール率：1.1%

送信失敗率：1.2%

配信開始日時：2010年5月14日 19時00分

配信終了日時：2010年5月14日 19時49分

なお、エラーメール率 1.1%、送信失敗率 1.2%とありますが、メールが届かなかったお客様に対しても、弊社ホームページ上の「お知らせ」及び支店窓口での下記 2 及び 3 の告知により、周知されたものと考えております。

## 2 印刷済みパンフレットへ挟み込んだ具体的裏付物について

貴法人のご要望どおり、印刷済みパンフレットへ挟み込んだ印刷物として「LEC 申込規定」(資料①)を添付致します。

## 3 ポスターと印刷物の送付について

2010 年 9 月 1 日付改定の改定条項を記載したポスター(資料②)および改定後の「LEC 申込規定」の印刷物(資料③)を添付致します。

なお、弊社全支店に対して、ポスターの掲示状況および印刷物の設置状況を撮影して報告するように求めたところ、全支店において、受付窓口から見えやすい箇所にポスターが掲示されており、また受付窓口で改定後の「LEC 申込規定」の印刷物が設置されていることを確認しました。

以上





